

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の概要について

1. 軽自動車税環境性能割の廃止

軽自動車の購入時において環境性能に応じて取得価額の0～2%が課税される軽自動車税環境性能割を令和8年3月31日をもって廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税とする。

＜市税賦課徴収条例第72条・第73条、第73条の3～第82条、附則第19条の3～第20条の2 等＞

【令和8年4月1日施行】

2. 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

農業を営む個人が一定の条件を満たして肉用牛を売却した場合、売却金額の全額が免除又は軽減される特例の適用期限を3年延長し、令和12年度までとする。

＜市税賦課徴収条例附則第9条＞

【令和8年4月1日施行】

3. 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例の延長及び対象要件の見直し

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例について、対象となる固定資産の要件を次のとおり見直した上で、適用期限を3年延長する。

- ① 太陽光発電設備について、対象をペロブスカイト太陽電池を使用したものに限定し、特例割合を2分の1とする（改正前：出力1,000kW未満の発電設備は3分の2、出力1,000kW以上の発電設備は4分の3）。
- ② 風力発電設備に係る特例割合について、再エネ海域利用法に規定する認定公募占用計画に従って取得したものを5分の3、港湾法に基づく許可又は地球温暖化対策推進法・農山漁村再エネ法に基づく認定計画に従って取得したものは3分の2とする（改正前：出力20kW以上の発電設備は3分の2、出力20kW未満の発電設備は4分の3）。
- ③ バイオマス発電設備について、出力1万kW以上の発電設備を適用対象から除外する。

＜市税賦課徴収条例附則第11条の2第3項～第10項＞

【令和8年4月1日施行】

4. 軽自動車税（改正前：軽自動車税種別割）のグリーン化特例の延長

環境性能に応じて、取得の翌年度分の軽自動車税が75%～25%軽減されるグリーン化特例の適用期限を2年延長する。

＜市税賦課徴収条例附則第20条＞

【令和8年4月1日施行】

5. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

一定の事業のために土地等を国や地方公共団体等に譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分における税率を軽減する特例について、適用期限を3年延長する。

＜市税賦課徴収条例附則第21条の2＞

【令和8年4月1日施行】

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(納税証明事項)</p> <p>第15条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している旨の証明とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第15条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している旨の証明とする。</p>
<p>(納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金)</p> <p>第16条 納税者または特別徴収義務者は、第36条、第41条、第41条の2もしくは第41条の5(第45条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第42条の4第1項(第42条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の7、第59条_____、第75条第2項、第89条第1項若しくは第2項、第93条第2項又は第121条の3第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p>	<p>(納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金)</p> <p>第16条 納税者または特別徴収義務者は、第36条、第41条、第41条の2もしくは第41条の5(第45条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第42条の4第1項(第42条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第43条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の7、第59条、<u>第73条の6第1項</u>、第75条第2項、第89条第1項若しくは第2項、第93条第2項又は第121条の3第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、または納入金を納入する場合には、当該税額または納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付または納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、または納入書によつて納入しなければならない。</p>

新	旧
<p>(1) 略</p> <p>(2) _____第89条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条の3第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____第89条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条の3第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第73条の6第1項の申告書</u>、第89条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条の3第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第73条の6第1項の申告書</u>、第89条第1項若しくは第2項の申告書又は第121条の3第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間またはその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p>
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び_____第31条の9において「特定配当等」という。）<u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに_____に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第72条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が地方税法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、<u>この限りでない。</u></p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第72条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が地方税法第445条第1項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に</u>課する。ただし、公用または公共の用に供する軽自動車等については、<u>これを課さない。</u></p>

新	旧
	<p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>（環境性能割の徴収の方法）</u></p> <p><u>第73条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割の申告納付）</u></p> <p><u>第73条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p><u>第73条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の減免）</u></p> <p><u>第73条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第81条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち</u></p>

新	旧
<p>(軽自動車税の課税免除) <u>第73条の3</u> 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率) 第74条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(軽自動車税の賦課期日および納期) 第75条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 略</p> <p>(<u>軽自動車税の徴収の方法</u>) <u>第76条</u> <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p><u>第77条</u> 削除</p> <p>(軽自動車税に関する申告または報告) 第78条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> 2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p>(種別割<u> </u>の課税免除) <u>第73条の9</u> 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(種別割<u> </u>の税率) 第74条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略</p> <p>(種別割<u> </u>の賦課期日および納期) 第75条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 3 略</p> <p><u>第76条及び第77条</u> 削除</p> <p>(種別割<u> </u>に関する申告または報告) 第78条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第79条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第80条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においてはただちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(種別割 に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第79条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(種別割 の減免)</p> <p>第80条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においてはただちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>

新	旧
<p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第81条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯のものに限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第81条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯のものに限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>

新	旧
<p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第82条 略</p> <p>2 法第445条もしくは第73条の2又は第72条第2項<u>ただし書</u>の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第73条の2または第72条第2項<u>ただし書</u>の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車および小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車および小型特殊自動車を所有しもしくは使用しないこととなつたとき、または当該原動機付自転車および小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対しその標識および証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 略</p> <p>附 則</p>	<p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第82条 略</p> <p>2 法第445条もしくは第73条の2又は第72条第3項<u>ただし書</u>の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車または小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車または小型特殊自動車が法第445条もしくは第73条の2または第72条第3項<u>ただし書</u>の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車または小型特殊自動車の所有者または使用者についても、また、同様とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第2項の標識および第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車および小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車および小型特殊自動車を所有しもしくは使用しないこととなつたとき、または当該原動機付自転車および小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対しその標識および証明書を返納しなければならない。</p> <p>8及び9 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第8条の3 <u>平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41</u></p>

新	旧
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p><u>第8条の3</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第31条の3及び第31条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第31条の8及び第31条の9第1</p>	<p><u>条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第31条の3及び第31条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第31条の8及び第31条の9第1項の規定の適用については、第31条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第8条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の3第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>第8条の3の2</u> 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第31条の3及び第31条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第31条の8及び第31条の9第1</p>

新	旧
<p>項の規定の適用については、第31条の8中「前2条」とあるのは「前2条ならびに<u>附則第8条の3第1項</u>」と、第31条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに<u>附則第8条の3第1項</u>」とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第9条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第33条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよび、その時まで提出された第33条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第33条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第30条から第31条の3まで、第31条の6から第31条の8まで、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項</u>及び<u>附則第8条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p>	<p>項の規定の適用については、第31条の8中「前2条」とあるのは「前2条ならびに<u>附則第8条の3の2第1項</u>」と、第31条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条ならびに<u>附則第8条の3の2第1項</u>」とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第9条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第33条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよび、その時まで提出された第33条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第33条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第30条から第31条の3まで、第31条の6から第31条の8まで、<u>附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項</u>及び<u>附則第8条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>

新	旧
5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>5分の3</u> とする。	7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>7分の6</u> とする。
8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
	11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
	12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
	13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
11 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	17 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	18 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
16 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	19 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
17 略	20 略

新	旧
<p><u>18</u> 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第11条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p><u>21</u> 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第11条の3 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

新	旧
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>10 略</p>	<p>10 略</p>
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第32項</u>に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>12及び13 略</p>	<p>12及び13 略</p>
<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>第18条の10 法附則第15条第1項、第8項、<u>第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第122条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>第18条の10 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第122条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>

新	旧
	<p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第19条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第19条の5の規定により読み替えられた第73条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>

新	旧									
	<p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)</u></p> <p><u>第19条の4 当分の間、軽自動車税の環境性能割において地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第73条の2の規定にかかわらず、東京都が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車とする。</u></p> <p><u>2 市長は、当分の間、第73条の8の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第19条の5 第73条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第19条の6 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第19条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第73条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1121 2119 1342"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1121 1447 1193">第1号</td> <td data-bbox="1447 1121 1783 1193">100分の1</td> <td data-bbox="1783 1121 2119 1193">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1193 1447 1265">第2号</td> <td data-bbox="1447 1193 1783 1265">100分の2</td> <td data-bbox="1783 1193 2119 1265">100分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1265 1447 1342">第3号</td> <td data-bbox="1447 1265 1783 1342">100分の3</td> <td data-bbox="1783 1265 2119 1342">100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第73条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」と</u></p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

新	旧
<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第20条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定</u>(次項及び第3項_____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第74条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>あるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第20条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する_____車両番号の指定</u>(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第74条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税_____に限り、</u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第74条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、</u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項_____に規定するガソリン軽自動車(以下この項_____において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分_____の軽自動車税_____に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の<u>法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車</u>(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</u>(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限</p>

新	旧
<p>(軽自動車税_____の賦課徴収の特例)</p> <p>第20条の2 市長は、軽自動車税_____の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項_____の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税_____の額について不足額があることを第75条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 略</p>	<p>る。)に対する第74条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌 年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」 とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは 「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第20条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の 軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の 軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定 等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。 次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があるこ とを第75条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長さ れた納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因 が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当 該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の 偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けた ことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消し たことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人 を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者 とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規 定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割 の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額 を加算した金額とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 略</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 略</p>

新	旧
<p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>

新	旧
<p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項<u>の規定</u>の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項<u>中</u>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第22条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項、<u>附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項、<u>附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中</u>「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

新	旧
<p>第25条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第25条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>第26条 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項及び附則第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

新	旧
<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第26条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

新	旧
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第26条の2の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2の2第1項に規定する市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項及び第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2の2第3項後段に規定する市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第26条の2の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2の2第1項に規定する市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項並びに附則第8条第1項、第8条の3第1項及び第8条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の2の2第3項後段に規定する市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の国立市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(都市計画税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>第5条 国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>附則第6条中「の種別割」を削る。</u></p>	

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 概要

地方税法等において、令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割が廃止されたことにより、軽自動車税種別割が軽自動車税となったことに伴い、本条例においても軽自動車税種別割を軽自動車税とする改正を行う。

＜アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例題名、第1条～第4条、第1号様式＞

【令和8年4月1日施行】

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税_____の賦課徴収の特例に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税_____の賦課徴収について、国立市市税賦課徴収条例（昭和29年6月国立市条例第5号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第3条 前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税については、この</p>	<p>アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の種別割（同法第442条第2号に規定する種別割をいう。以下単に「種別割」という。）の賦課徴収について、国立市市税賦課徴収条例（昭和29年6月国立市条例第5号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割_____の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(徴収の方法)</p> <p>第3条 前条に規定する軽自動車等に対する種別割_____については、この</p>

新	旧																												
<p>条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続等)</p> <p>第4条 第2条に規定する軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u>の納税義務者は、当該税額を<u>軽自動車税納税証紙</u> (第1号様式。以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納税義務は、前項の規定による証紙に<u>軽自動車税納税済印</u> (第2号様式) による検印を受けたときに完了するものとする。</p>	<p>条例の定めるところにより、普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続等)</p> <p>第4条 第2条に規定する軽自動車等に対する<u>種別割の</u>納税義務者は、当該税額を<u>軽自動車税(種別割)納税証紙</u> (第1号様式。以下「証紙」という。)によって払い込まなければならない。</p> <p>2 <u>種別割の</u>納税義務は、前項の規定による証紙に<u>軽自動車税(種別割)納税済印</u> (第2号様式) による検印を受けたときに完了するものとする。</p>																												
<p>第1号様式 (第4条関係)</p>	<p>第1号様式 (第4条関係)</p>																												
<table border="1"> <tr> <td>車種 (Type of Vehicle)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録番号 (Registration Number)</td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>軽自動車税証紙</u> Light-Automobile Tax Stamp</td> </tr> <tr> <td>課税年度 年度分 (Taxation year)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額 (Tax amount)</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>交付年月日 (Date of Delivery)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">東京都国立市 KUNITACHI CITY TOKYO</td> </tr> </table>	車種 (Type of Vehicle)		登録番号 (Registration Number)	No.	<u>軽自動車税証紙</u> Light-Automobile Tax Stamp		課税年度 年度分 (Taxation year)		税額 (Tax amount)	¥	交付年月日 (Date of Delivery)		東京都国立市 KUNITACHI CITY TOKYO		<table border="1"> <tr> <td>車種 (Type of Vehicle)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録番号 (Registration Number)</td> <td>No.</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>軽自動車税(種別割)証紙</u> Light-Automobile (Category Base) Tax Stamp</td> </tr> <tr> <td>課税年度 年度分 (Taxation year)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額 (Tax amount)</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>交付年月日 (Date of Delivery)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">東京都国立市 KUNITACHI CITY TOKYO</td> </tr> </table>	車種 (Type of Vehicle)		登録番号 (Registration Number)	No.	<u>軽自動車税(種別割)証紙</u> Light-Automobile (Category Base) Tax Stamp		課税年度 年度分 (Taxation year)		税額 (Tax amount)	¥	交付年月日 (Date of Delivery)		東京都国立市 KUNITACHI CITY TOKYO	
車種 (Type of Vehicle)																													
登録番号 (Registration Number)	No.																												
<u>軽自動車税証紙</u> Light-Automobile Tax Stamp																													
課税年度 年度分 (Taxation year)																													
税額 (Tax amount)	¥																												
交付年月日 (Date of Delivery)																													
東京都国立市 KUNITACHI CITY TOKYO																													
車種 (Type of Vehicle)																													
登録番号 (Registration Number)	No.																												
<u>軽自動車税(種別割)証紙</u> Light-Automobile (Category Base) Tax Stamp																													
課税年度 年度分 (Taxation year)																													
税額 (Tax amount)	¥																												
交付年月日 (Date of Delivery)																													
東京都国立市 KUNITACHI CITY TOKYO																													
<p><u>付 則</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>																													

令和7年度末公有用地明細表

(単位：円)

事業名	取得年月日	所在地	面積(m ²)	用地費	補償費	経費	利子	計
都市計画道路 3・4・8号線用地	H4.2.14	北3-39-2	1,001.80	166,298,800	0	614,690	30,014,130	196,927,620
合		計	1,001.80	166,298,800	0	614,690	30,014,130	196,927,620

国立市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。次条において同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。次条において同じ。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、<u>公的個人認証法</u></u></p> <p><u>第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機であって、印鑑登録証明書等の交付を求める者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録の証明を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第19条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機であって、印鑑登録証明書等の交付を求める者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録の証明を申請し、その交付を受けることができる。</p>

新	旧
<p>(窓口における印鑑登録証明の申請の特例)</p> <p>第19条の3 第18条及び第19条の規定にかかわらず、<u>個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書の交付を受けた印鑑登録者が印鑑登録証明書交付申請書に当該印鑑登録者本人の個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を添付して申請を行う場合には、</u>印鑑登録証の提示を要しない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年6月14日から施行する。</u></p>	<p>(窓口における印鑑登録証明の申請の特例)</p> <p>第19条の3 第18条及び第19条の規定にかかわらず、個人番号カード_____の交付を受けた印鑑登録者が印鑑登録証明書交付申請書に当該印鑑登録者本人の個人番号カード_____を添付して申請を行う場合には、印鑑登録証の提示を要しない。</p>